

(仮称)都市計画道路環状3号線(汲沢地区)街路整備工事(アンダーパス工事)
に係るE C I方式(技術協力・施工タイプ)試行要綱

制定 令和7年1月6日 道建第3211号

(趣旨)

第1条 この要綱は、(仮称)都市計画道路環状3号線(汲沢地区)街路整備工事(アンダーパス工事)において、E C I方式(技術協力・施工タイプ)により優先交渉権者を決定するにあたり、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) E C I方式(技術協力・施工タイプ) 「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」(平成26年法律第56号)において規定された、「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」のうち、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と技術協力業務の契約を締結し、別の契約に基づき実施している設計に技術提案内容を反映させながら価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結する契約方式をいう。
- (2) 設計者 別途発注した設計業務の受託者をいう。
- (3) 交渉権者 提案資格を認められた者のうち、技術提案書を提出した者をいう。
- (4) 優先交渉権者 交渉権者で、技術評価点が最上位である者をいう。

(第一委員会への報告)

第3条 道路局長は、次に掲げる事項について、工事請負等一般競争入札参加資格審査等委員会要綱第2条に規定する第一工事請負等一般競争入札参加資格審査等委員会(以下、「第一委員会」という。)に報告するものとする。

- (1) E C I方式(技術協力・施工タイプ)の採用及びその理由
 - (2) 優先交渉権者及びその者を特定した理由
- 2 前項の報告にあたっては、複数の学識経験者から意見聴取した内容を付すものとする。

(評価委員会)

第4条 プロポーザル方式により優先交渉権者を特定するため、道路局長は、次に掲げる事項について、横浜市道路トンネル工事技術提案等評価委員会条例に定める、横浜市道路トンネル工事技術提案等評価委員会（以下「評価委員会」という。）の審議を経るものとする。

(1) 手続開始前

- ア 技術提案範囲・項目・評価基準
- イ 参考額の設定方法
- ウ 交渉手続

(2) 技術審査段階

- ア 各提案者の技術提案内容
- イ 個別評価項目の技術審査・評価内容
- ウ 各提案者の技術評価点・順位
- エ 技術提案に対する講評
- オ 優先交渉権者選定及び交渉権者選定
- カ 価格等の交渉手順

(3) 価格等の交渉段階

- ア 価格等の交渉の合意の内容
- イ 交渉成立・不成立
- ウ 工事価格の算定の考え方
- エ 技術的競争性

(4) その他道路局長が必要と認める事項

(実施要領)

第5条 道路局長は、E C I 方式（技術協力・施工タイプ）の技術協力業務委託に係るプロポーザル方式の実施要領（以下「実施要領」という。）を道路局入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審議を経て、定めるものとする。

2 前項の規定により定める実施要領には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 目的
- (2) E C I 方式（技術協力・施工タイプ）とした理由
- (3) 業務概要
- (4) 対象工事の概要
- (5) 発注者、優先交渉権者及び設計者の役割分担
- (6) 提案資格
- (7) 参考額

- (8) 審査及び評価方法
- (9) 技術提案書の評価基準（評価項目及び配点等）
- (10) 技術提案書の様式、提出方法、提出期限等
- (11) プレゼンテーション・ヒアリング
- (12) 優先交渉権者の選定
- (13) 技術協力業務等の関係者
- (14) 基本協定書の締結
- (15) 設計協力協定書の締結
- (16) リスク負担・分担
- (17) その他道路局長が必要と認める事項

3 前項第6号のうち、工事請負契約の適切な履行の確保に関するものの決定にあたっては、事前に第一委員会での審議を経るものとする。

（参考額）

第6条 道路局長は、プロポーザル方式による競争参加者の提案する目的物の品質・性能レベルの目安として、あらかじめ目的物の参考額を設定する。

2 参考額は目安であり、予定価格ではないため、その範囲内での契約を要するものではない。

（技術提案書）

第7条 提案者は、次に掲げる事項から必要なものを技術提案書に記載するものとする。

- (1) 技術協力業務委託の実施体制
- (2) 技術協力業務委託への取組方針
- (3) 技術提案
- (4) その他道路局長が必要と認める事項

（技術提案書の審査及び優先交渉権者の特定）

第8条 選定委員会は、提案者から提出された技術提案書について、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第16条第1項の規定に基づく審査により、評価が適正に行われたことを確認した上で、優先交渉権者を特定する。

（特定の通知）

第9条 道路局長は、第8条の規定により特定した優先交渉権者に対して、技術提案書を特定した旨の通知を行うものとする。

また、道路局長は、技術提案書の提出者のうち、次順位以降の者に対して次順位以降の交渉権者として特定された旨と順位を通知する。

(技術協力業務委託の契約及び協定の締結)

第 10 条 道路局長は、優先交渉権者と見積合わせを実施した上で、技術協力業務委託についての契約を締結するものとし、あわせて、次に掲げる協定を締結するものとする。

(1) 基本協定

(2) 設計協力協定

2 前項第 1 号の基本協定は、工事請負契約締結に至るまでの交渉手続や交渉不成立時の手続に関する協定であり、円滑に価格等の交渉を行うため、本市と優先交渉権者の二者で締結するものとする。

3 第 1 項第 2 号の設計協力協定は、優先交渉権者の提案を反映させた設計成果の完成に向けた調整及び協力に関する協定であり、円滑に設計を実施するため、本市、設計者及び優先交渉権者の三者で締結するものとする。

(技術協力業務委託契約締結後の公表事項)

第 11 条 道路局長は、技術協力業務委託の契約締結後、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 事業者名

(2) 随意契約結果及び契約の内容

(3) その他道路局長が必要と認める事項

(価格等の交渉)

第 12 条 価格等の交渉は、基本協定に基づき実施するものとする。

2 評価委員会は、優先交渉権者との価格等の交渉の内容と共に成立・不成立について審査する。

3 道路局長は、前項の審査を踏まえて価格等の交渉の成立・不成立を決定する。

(交渉の成立)

第 13 条 道路局長は、優先交渉権者との交渉が成立した場合、優先交渉権者に交渉成立を通知するとともに、次順位以降の交渉権者に対し、その理由を付して交渉終了の通知をする。

なお、交渉成立通知から見積合わせの間に優先交渉権者が辞退する場合及び見積合わせで不調となる場合を考慮し、交渉終了の通知は工事請負契約の

締結まで留保できるものとする。

(交渉の不成立)

第 14 条 第 12 条第 3 項の規定により交渉を不成立とした場合、優先交渉権者にその理由を付して交渉不成立を通知すると共に、成立した場合と同様に、技術協力業務委託の完了検査を実施の上で委託費の支払いを行うものとする。

- 2 優先交渉権者との交渉の不成立を踏まえ、次順位の交渉権者に対しては、優先交渉権者となった旨を通知するとともに、技術協力業務委託への参加意思の有無を確認した上で、次順位の交渉権者の技術提案を反映した設計を改めて実施することができる。
- 3 次順位の交渉権者による技術協力業務委託の実施及び次順位の交渉権者の技術協力を踏まえた設計の実施にあたっては、当初の優先交渉権者との技術協力業務委託の契約に基づき、発注者が著作権の譲渡を受けることにより、必要に応じて当初の優先交渉権者の技術協力及び報告書を反映した設計成果を参考とすることができるものとする。
- 4 設計成果に当初の優先交渉権者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の日本国の法令の定めにより保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）が含まれ、当該特許権等を使用する場合、次順位の交渉権者は当初の優先交渉権者に対して特許権等の使用の許諾を申請し許可を受けるとともに、見積りに当該特許権等の許諾料等を含めるものとする。
- 5 前項の手続きを経て、次順位の交渉権者との価格等の交渉が成立し、工事の契約が締結された場合、次順位の交渉権者は当初の優先交渉権者に当該特許権等の許諾料等の支払いを行うものとする。

(契約締結の依頼)

第 15 条 道路局長は、第 12 条第 3 項の規定により交渉を成立とした場合、財政局に属する事務を担任する副市長に工事請負契約の締結を依頼するものとする。

(技術提案の取扱い)

第 16 条 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、特許権等を有する事項が含まれる提案については、この限りでない。

- 2 前項に規定する内容については、実施要領に明記することにより、提案者に周知するものとする。

3 技術協力業務委託の契約者以外の提案者の技術提案は、競争参加者の権利に属するため、本市は許可を得ることなくこれを使用することはできない。

(その他)

第 17 条 工事件名が確定した際には、本要綱にある「(仮称)都市計画道路環状 3 号線（汲沢地区）街路整備工事（アンダーパス工事）」を確定した工事件名に読み替えるものとする。

第 18 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、国土交通省が定めた「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」に準じ、道路局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 6 日から施行する。